

## 寄稿

# 国家戦略としての コンテンツ産業育成に向けて



広実 郁郎(ひろさね いくろう)

経済産業省  
商務情報政策局 文化情報関連産業課長

### 1. はじめに

昨年度は、政府のコンテンツ産業振興政策が大きく転換した年であった。

平成15年3月、内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部が設置され、同年7月知的財産推進計画を決定し、コンテンツビジネスの飛躍的拡大に係る施策が掲げられた。

さらに、重要政策課題としてコンテンツを専門に調査検討する知的財産戦略本部コンテンツ専門調査会（座長：ウシオ電機(株)牛尾治朗会長）が設置され、同年コンテンツビジネス振興を国家戦略の柱と位置づけ、我が国コンテンツビジネスの課題を明らかにする「コンテンツビジネス振興政策」がとりまとめられた（平成16年3月）。

まさに、コンテンツ産業の国際競争力強化が国家戦略として位置づけられた年であったと言える。

### 2. 経済産業省の取組

こうした中、経済産業省では、昨年よりコンテンツの有する波及効果に着目し、コンテンツ産業政策の展開を図ってきた。

コンテンツは、情報とイメージの固まりであることから、その経済的波及効果が非常に大きい。例えば映画であれば、劇場で公開されるだけでなく、テレビでの放映、ビデオとしての販売、レンタルやキャラクター商品の販売など、多様な形態で展開し、様々な産業に利益をもたらす。

加えて、その国際展開に伴い、海外における日本文化への尊敬、国民の相互理解の深化などといった効果を有するなど、わが国の国際的地位向上につながるといった「ソフトパワー」としての効果も有する。

こうしたことから、当省では、本年5月に策定した「新産業創造戦略」において、コンテンツ産業を先端的な新産業分野として位置づけ、こうした波及効果を最大限発揮し、コンテンツ産業の国際競争力強化が図られるよう、以下のような施

策に取り組んでいる。

(1) コンテンツの積極的国際展開により、  
日本ブランドを確立する

●日本における国際コンテンツマーケットの  
創設（平成16年度予算5億円）

- 東京国際映画祭を海外への日本コン  
テンツ発信の核と位置づけ、映画に止まらず、  
日本コンテンツ輸出の拠点としてのコン  
テンツマーケットを創設する。

●国際コンテンツ見本市への出展支援  
（平成16年度予算9.1億円の内数）

- カンヌフィルムマーケット等国际コン  
テンツ見本市への出展支援を行い、我が国  
コンテンツ産業の積極的PRを行う。

●アジア地域における海賊版対策拠点の設置  
（平成16年度予算3億円）

- JETROを活用し、北京、上海に海賊版  
対策専門家を派遣し、情報発信・収集、  
企業相談等を実施する。

(2) ブロードバンドコンテンツ市場を  
立ち上げる

●不正利用対策に関する環境整備  
（平成16年度予算0.5億円）

- 不正利用対策に有効な電子透かし技術、  
ネットポリス技術の検証を行うとともに、  
ネットポリス技術を用いた不正利用の監  
視・追跡についての調査研究を行う。

●インターネット時代に対応した知的財産権  
制度の構築

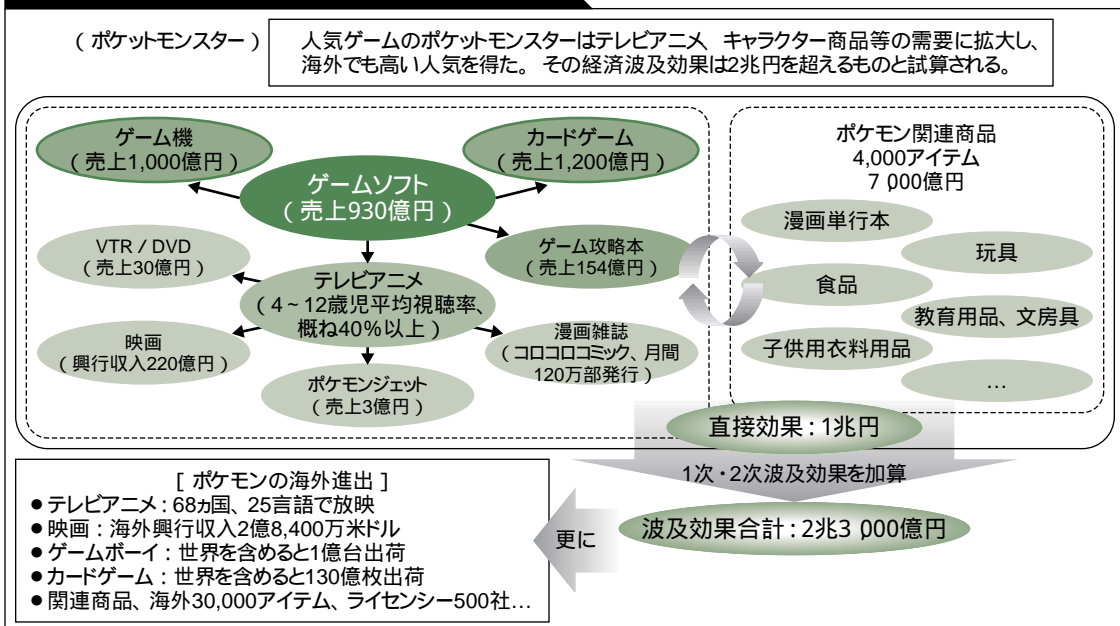
- 著作権法上の裁定制度の利便性向上、イ  
ンターネットにおけるレコードの利用に  
ついての取扱いの明確化等を図る。

(3) デジタルシネマを普及推進し、  
映像コンテンツ市場を拡大する

●デジタルシネマの普及推進

- 新たな映像技術として期待されるデジ  
タルシネマは、柔軟かつ効率的な上映が可  
能となる、編集・加工が容易となる、二  
次利用が容易となるなど、映像産業にと  
って革新的な技術となる可能性がある。  
デジタルシネマ推進フォーラム（仮称）  
を設置し、規格の標準化に向けた技術・  
製作面をはじめ、ビジネス・人材育成等  
に関わる多くの事項について調査・研究  
する。

図1 コンテンツの他産業への経済波及効果



(出所) 経済産業省 商務情報政策局 文化情報関連産業課 資料

- (4) プロデューサー・クリエイター人材を育成し、コンテンツ生産力を強化する
- プロデューサー・クリエイター人材育成（平成16年度予算1.4億円）
    - 平成15年度に策定したコンテンツプロデューサー育成カリキュラム・テキストの強化を図るとともに、実証機関を拡大し普及促進を図る。
    - 若い才能の発掘を目指し、コンペティションを行うとともに、選考されたクリエイターに対して、ベテランプロデューサーによる指導を実施し、世界に通用するクリエイターの輩出を図る。
- (5) 流通事業者と制作事業者の間の公正な取引環境を確立する
- 公正な競争環境の確立
    - 独占禁止法・下請法の厳格な運用、契約見本の策定等により、競争政策のエンフォースメント強化を図る。
- (6) 制作事業者による資金調達環境を整備し、制作事業者自身によるビジネス展開を拡大する
- 資金調達環境の整備
    - 完成保証、信託事業会社等新たな資金調達スキームの有効性の実証、普及促進等

を実施する。

### 3. おわりに

このように、政府では、コンテンツ産業の国際競争力強化に向けて、総力を挙げた施策展開を行っているところである。

加えて、平成16年5月28日、議員立法によりコンテンツ促進法（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律）が成立した。同法は、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関して、基本理念、基本施策等を定めたものである。加えて、同法には、国が制作したコンテンツの有効活用を促進するため、受託者、請負者に当該コンテンツに係る知的財産権を譲り渡すことができる規定（コンテンツ・パイドール規定）が盛り込まれている。

政府としては、今後も引き続き、コンテンツ産業の国際競争力強化に向けて、積極的に制度整備など環境整備を行って参りたいと考えており、今後、民間事業者において、こうした施策が有効活用され、良質かつ多様なコンテンツが継続的に創出されることを期待したい。

16

## 図2 新産業創造戦略

第2章 新産業創出のためのアクションプログラム 4 コンテンツ

〔目標〕	2001年	2010年
コンテンツ産業市場規模	11兆円	15兆円
うちデジタルコンテンツ国内市場規模	1.9兆円	6.3兆円
海外輸出・ライセンス規模	0.3兆円	1.5兆円
〔趣旨〕 新しいフロンティア市場（ブロードバンド、海外市場）の立ち上げや、デジタルシネマの普及推進、人材育成、コンテンツの流通経路の多様化を通じ、コンテンツ産業の構造改革を進め、新産業としてのコンテンツ産業を飛躍的に拡大させていくことが必要である。		
〔アクションプログラム〕		
新しいコンテンツ市場を立ち上げることによりコンテンツ産業のフロンティアを拡大する。		
コンテンツ産業の国際展開の促進による日本ブランドの確立		
ブロードバンドを活用した市場の立ち上がりの加速化、市場としての確立		
コンテンツ産業の構造改革により強靱な産業構造を構築する。		
デジタルシネマの普及推進による映像産業の構造改革		
プロデューサー・クリエイター人材の育成によるコンテンツ生産力の強化		
流通事業者と制作事業者の間の公正な取引環境の確立		
制作事業者の資金調達環境の整備によるビジネス展開の拡大		

（出所）「新産業創造戦略」 経済産業省 平成16年5月